

平成 25 年 2 月 28 日

各 位

更生会社 秋田エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂 本 幸 雄

管財人 小 林 信 明

更生計画認可決定に関する Q&A

当社は、平成 25 年 2 月 28 日、当職らが提出した更生計画案について、東京地方裁判所より、更生計画認可の決定を受けました。

更生計画の認可に伴い、関係者の皆様から一般的に想定される質問について、以下のとおり Q&A を作成いたしましたので、ご確認くださいようお願いいたします。

以上

【更生計画について】

Q 1 認可された更生計画の内容はどのようなものか。

A 1 平成 24 年 10 月 31 日に付議された管財人の更生計画案がそのまま認可されています。更生計画の概要については、平成 24 年 9 月 10 日付更生計画案提出のお知らせ (<http://www.a-elpida.com/ja/eventa/item.cgi?pro&62>) をご参照ください。

Q 2 繰上弁済や追加弁済の予定はあるのか。また、その内容は。

A 2 スポンサー契約調整や多額の未確定更生債権の存在など、弁済率に影響する不確定な要素が複数存在しているため、繰上弁済や追加弁済については実施の有無を含め現時点では未定です。繰上弁済や追加弁済を実施する場合、対象となる債権者には事前に書面により弁済額等をお知らせする予定です。

Q 3 分割弁済にあたって、弁済の時期や弁済額を事前に知らせてもらえるのか。

A 3 更生計画による弁済を受ける債権者の皆様には、分割弁済の前に、弁済の時期や弁済額を書面によりお知らせする予定です。また、繰上弁済や追加弁済を実施する場合も、同様に、事前に書面によりお知らせする予定です。

Q 4 認可決定はいつ確定するのか。

A 4 認可決定後、認可決定の公告掲載日の翌日から（即時抗告がなされることなく）2 週間経過すると確定します。認可決定が確定した場合には、当社ウェブサイト等を通じて関係者の皆様にお知らせする予定です。

なお、更生計画に基づく弁済は、認可決定の確定が条件の 1 つとなっているため、認可決定が確定するまで弁済を実施できないこととなります。

【株式】

Q 1 更生計画認可により、既存株主の株式はどのように取り扱われるのか。

A 1 既にお知らせしているとおり（平成 24 年 9 月 10 日付更生計画案提出のお知らせ <http://www.a-elpida.com/ja/eventa/item.cgi?pro&62>）、財産評定の結果、更生会社は債務超過の状態にあったため、更生会社の既存株式は、更生計画認可決定後 3 か月以内に、発行済み株式全部の無償取得とその消却並びに資本金及び資本準備金全額の減少（いわゆる 100%減資）が行われることとなります。

【マイクロン社との統合について】

Q 1 マイクロン社との統合はいつなされるのか。

A 1 平成 25 年 2 月 28 日付更生計画認可決定のお知らせ (http://www.a-elpida.com/ja/eventa/img/pro0069_01_dl.pdf) のとおり、マイクロ

ン社との統合にあたっては、①更生計画認可決定の確定、②米国破産法第 15 章の手続における米国裁判所による更生計画認可決定の承認（又はこれと実質的に同等の効果を有する措置）という条件をクリアする必要があります。

マイクロン社との統合は、この条件をクリアしてから、少なくとも 10 日後に到来する営業日でかつ月末の日で、管財人が裁判所の許可を得て定めた日になされることになります。

Q 2 マイクロン社との統合日が決まったら、リリースをするのか。

A 2 正式に決まり次第、リリースする予定です。

【その他】

Q 1 更生計画認可により、更生手続は終わるのか。

A 1 更生計画認可後は、認可された更生計画を遂行していくことになりますので、更生計画の認可によって更生手続は終結しません。

更生手続が終結するには、会社更生法上、①更生計画が遂行された場合、②更生計画に定められた弁済の 3 分の 2 以上がなされた場合（ただし裁判所が、更生計画が遂行されないおそれがあると認めたときは終結しません）、③更生計画が遂行されることが確実であると認められる場合

のいずれかに該当することが必要になります（会社更生法 239 条 1 項各号）。なお、更生手続が終結した場合には、リリースを行う予定です。

以上